

平成28年度「江北図書館文庫」フォーラム

伊香相救社の設立

大月英雄（滋賀県県政史料室）

はじめに



○ 江北図書館文庫における「伊香相救社文書」
(六〇八点)

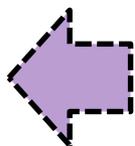
← 「一〇〇年以上にわたる事業活動の記録はわが国の社会福祉政策の歴史を知る上で貴重な史料」
「久岡二〇一五」



伊香相救社文書（報告者撮影）

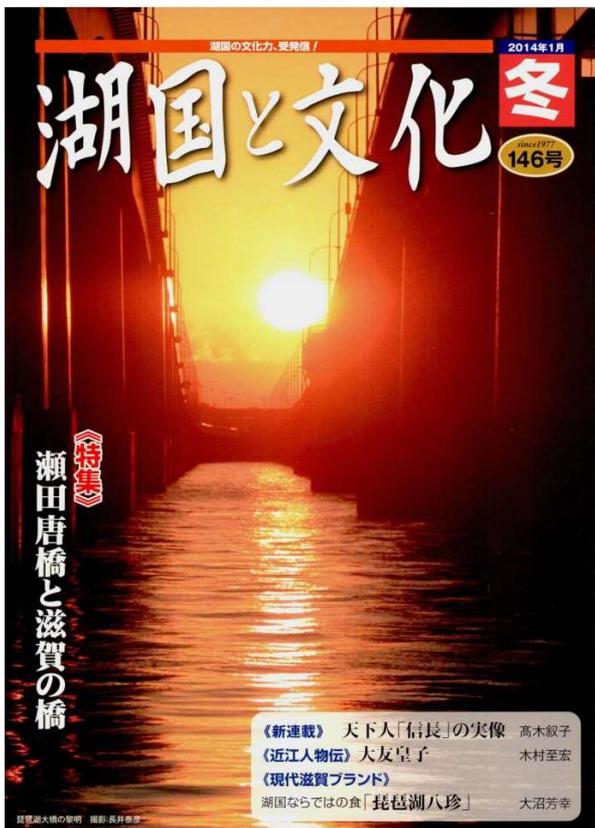
伊香相救社とは

○ 明治十四年二月、小山政徳（初代伊香・西浅井郡長）の主導で設立された共済団体。郡民の九割が出資した資金を元手として、罹災救助や貧民救助、就学支援などを実施。約一三〇年存続した。



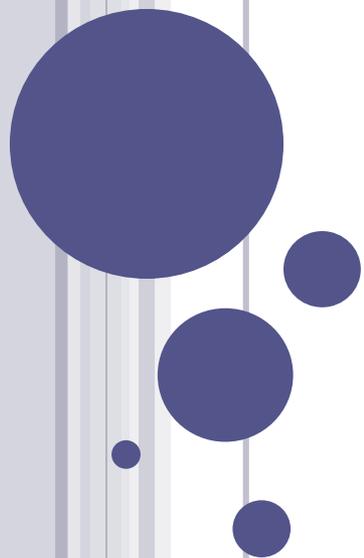
○ しかし『近江伊香郡志』と拙稿「大月二〇一四」のわずかな紹介にとどまり、その設立経緯や活動実態については、ほとんど知られていない。

* 今回の報告は、そのうち設立経緯に重点を置いて紹介。



『湖国と文化』146号
(2014年)

1. 備荒貯蓄の「限界」



備荒貯蓄とは

- 凶作や飢饉に備えて米穀や金銭を貯蓄することで、寛政の改革において重視された「封建的社会政策」の一つ。明治維新後も新政府に引き継がれた。

「府県施政順序」

明治二年二月五日



(国立国会図書館蔵)

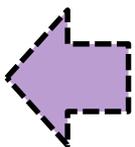
【社倉】

- 飢饉などに備えて米や雑穀を貯えておく倉。村ごとに富裕層が出資して積み立てがなされた。

水害の頻発



○ 維新直後の近江国では、水害が頻発。特に明治元年は、琵琶湖周辺の村々が完全に水没するほど。



○ 大津県権判事桑田源之丞（後の籠手田安定）は、湖辺の村々を船で巡回。

「家ハ海中ノ洲之如ク実ニ可憐」



大津県権判事桑田源之丞
（籠手田安定）

澤井美里作

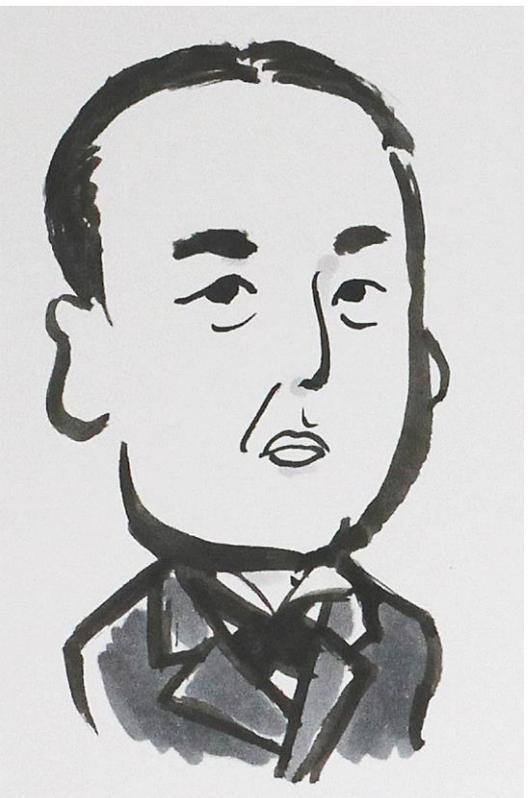
社倉の設立

○ 明治三年八月、大参事桑田安定（源之丞）の主導により、大津県で社倉積み立ての達が出される。

天恩萬分ノ一ヲ報ヒ奉リ下ハ疾病扶
持スルノ義氣ヲ振ヒ興シテ一村一家
ノ如ク同心協力夫々身元相應粃米積
立置不日社倉法則ノ布告ヲ相待候様
格別勉強尽力可致事

【明い81（37）】

「仁政ヲ施スノ本ハ、民ヲシテ衣食ヲ
足ラシムルニ在リ」（牧民思想）



大参事桑田安定

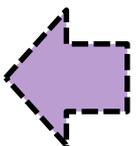
小山政徳と社倉



- 相救社創設者の小山政徳は、明治三年八月、大津県の凶年予備粃米御用掛を拝命。

【小山政徳】

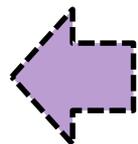
- 天保十一年（一八四〇）六月二十四日、近江国伊香郡小山村に生まれる。
- 古くより地方豪族として知られる小山家は、藤原鎌足が遠祖と伝えられる名家。
- 小山は師の戸田貫徹や親戚の大戸龍太郎の影響を受け、「勤王」に目覚める。父の跡を継いで庄屋を務める傍ら、私塾を開設して人材の育成に努めた。
- 慶応四年（一八六八）閏四月には、近江・美濃の有志を集めて義勇隊を結成。同年十月に桑田源之丞より、大津警護の内命を受けていた。



- 小山は維新直後より、桑田の知遇を受け、桑田が県内を巡視する際には、小山家に宿泊することもあったという。桑田との縁で、社倉に関わる役職に就任している。

小山政徳の同僚たち

- 明治五年二月、小山は長浜県の庶務課勧業掛に富田忠利（伊香郡木之本村）とともに就任。
- さらに同年五月、新たに東野弥九郎（同前）が犬上県（長浜県から改称）の同掛に就いている。



- 富田・東野は、いずれも相救社設立に深く関与した人物。この時より小山と関わりを強めたようである。

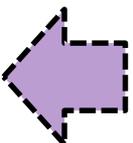


富田忠利（江北図書館蔵）

社倉積み立ての停滞



- 明治十三年の調査では、県内一三八八村の内、社倉などの積み立てを行なっている村は七〇に過ぎない。
- 旧伊香郡域では皆無。木之本村では、維新直後に富田忠利が設立していたが、後に解散に至っていた。



* 富裕層の資力に依拠した村単位の積み立ての限界。

	金(円)	米(石)	粃(石)	粟(石)
明治8	510.375	10,234.69		
明治9	510.375	5,724.10	4,500.5	10
明治10	510.375	5,724.10	4,500.5	10

【図表1】 社倉積立高 * 「滋賀県史13」より作成

郡名	滋賀	栗太	野洲	甲賀	蒲生	神崎	愛知	犬上	坂田	東浅井	西浅井	伊香	高島	合計
社倉数	15	15	0	2	2	0	0	3	4	2	0	1	26	70
全村数	75	111	77	124	205	83	122	108	153	126	19	76	109	1,388
割合	20.0%	13.5%	0.0%	1.6%	1.0%	0.0%	0.0%	2.8%	2.6%	1.6%	0.0%	1.3%	23.9%	5.0%

【図表2】 郡別社倉設立数 * 「滋賀県物産誌」より作成

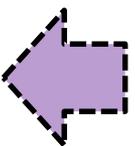


私蓄備荒金の整備

- 明治十年四月、権令（知事）に就任した籠手田安定（桑田源之丞）より、備荒概則が布達される。

【私蓄備荒金】

- 地租の減税分（地価の三・〇←二・五％）の半額を積み立てるもので「地主各々ノ私有物」。
- 凶年時の公租（税金）を補う家単位の積み立て。



- 毎年順調に積み立てられ、明治十五年には県内全域で六万七一九二円三一銭に達した。
* しかしあくまで、地主のために設けられたもので、最も貯蓄が必要な小作農の役には立たなかった。

「郡税」の提唱



○ 明治十一年四月二十七日、籠手田権令が「郡税」の設立を地方官会議（全国知事会）で主張。

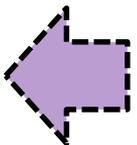
「社倉ハ一町一村ニテハ出来難ク、一郡協議シテ金穀ヲ積メハ其力モ盛」



権令籠手田安定

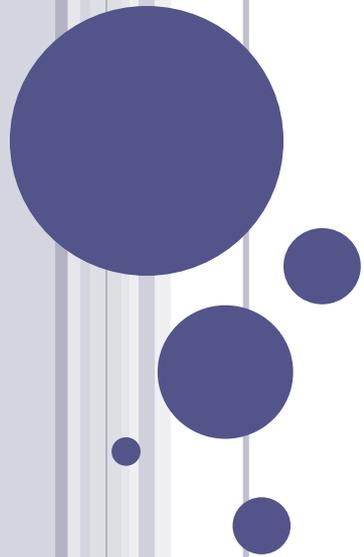
澤井美里作

○ 社倉は、村単位では設立・維持が困難なため、郡域に広げる財源として「郡税」の必要性を説いた。



○ 反対多数で否決。政府委員の松田道之は、社倉の設立は数か町村（町村連合）で協議すべきと説明。

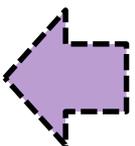
2. 明治初期の郡制運営



「郡税」のゆくえ



- 明治十二年七月、県内で郡役所が設置される。
* 県の出先機関。「郡税」「郡会」は未設置。



【全郡連合町村会】

- 京都府や千葉県などでは、郡会の代替機関として、全郡連合町村会や戸長会議が開催
「飯塚一九九〇」
「神山一九九七」。

- 町村会や町村の代表が集まって、事実上の「郡税」の賦課・徴収が行われていた。

「区町村会法」

明治十三年四月八日

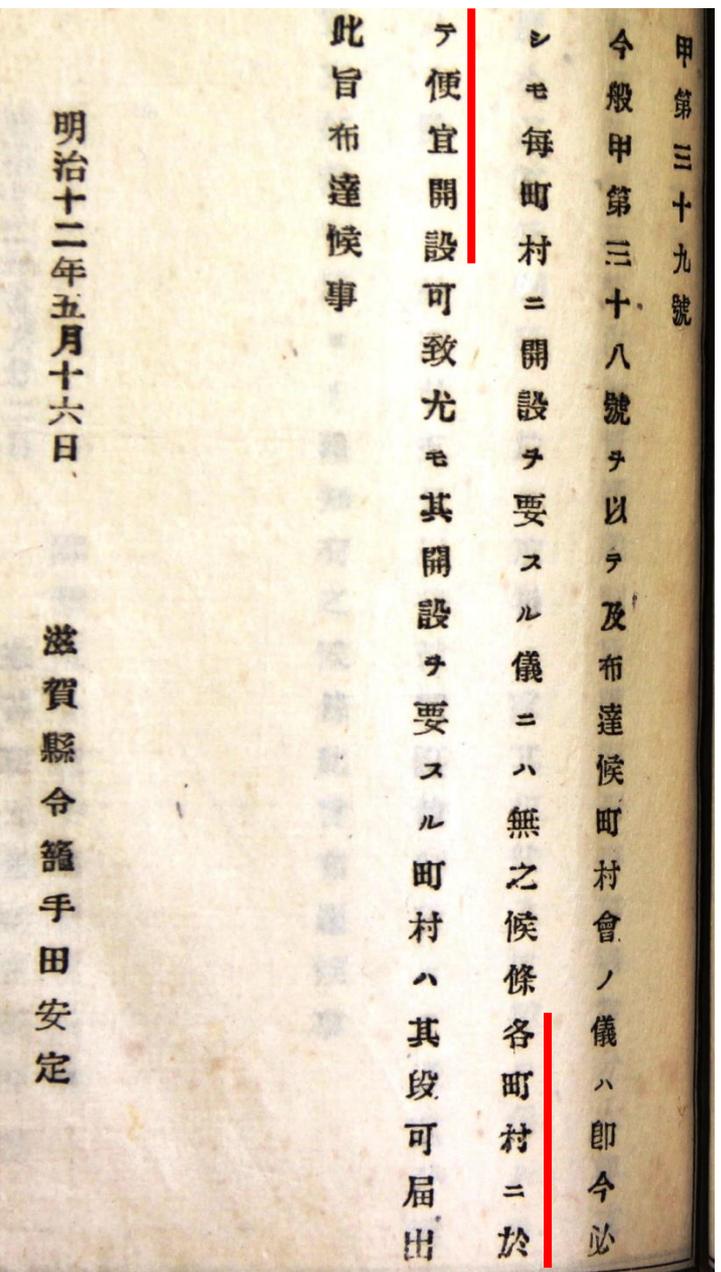
第一條 區町村會ハ其區町村ノ公共ニ關スル事件及
ヒ其經費ノ支出徴收方法ヲ議定ス

第二條 區町村會ノ規則ハ其區町村ノ便宜ニ從ヒ之
ヲ取設ケ府知事縣令ノ裁定ヲ受クヘシ

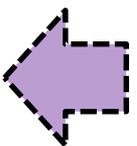
第三條 數區町村聯合會ヲ開クハ其地方ノ便宜ニ
從ヒ規則ヲ設ケ府知事縣令ノ裁定ヲ受ク可シ

滋賀県の事例

- 滋賀県では、町村会が「便宜開設」とされたため、明治十六年でも開設されたのは、全一六八五町村のうち二二町村にすぎない。
- 連合町村会も、町村会の開設が義務付けられる明治十七年まで未設置。



【明い105(39)】



* 村組や伍組などの伝統的な「集団的行政運営」がなされておき、町村会の開設を必要としなかった？
「高久一九九七」

伊香・西浅井郡の郡制運営

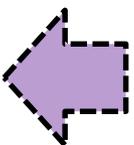


○ 浅井郡の西部は、地理・慣習の近い伊香郡と合併。合同の郡役所が用いられた。

【初代郡長】 小山政徳

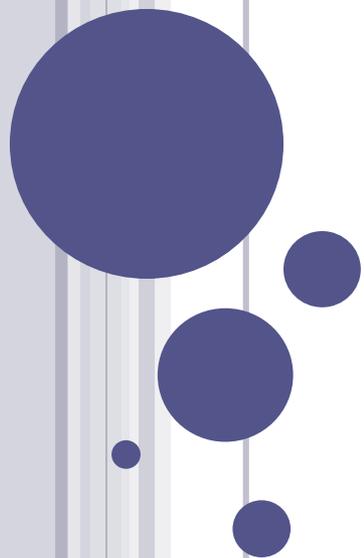
【郡役所御用掛】 富田忠利・東野弥九郎

○ 郡域だけでは広すぎて不便であるとして、両郡に15の組合村を設置。



* 明治五年以来の区制を引き継ぐもの。郡単位の代議機関はないが、恒常的な村々の連合体は存在していた。

3. 相救社の設立



設立「御願書」の提出

○ 小山政徳は、郡長就任直後より、御用掛の富田忠利・東野弥九郎と新たな備荒貯蓄の設立を相談。

○ 富田らは各村を勧誘して約一万六五〇〇〇円を集め、明治十三年十二月二十日、総代三七名が相救社設立「御願書」を県令に提出。

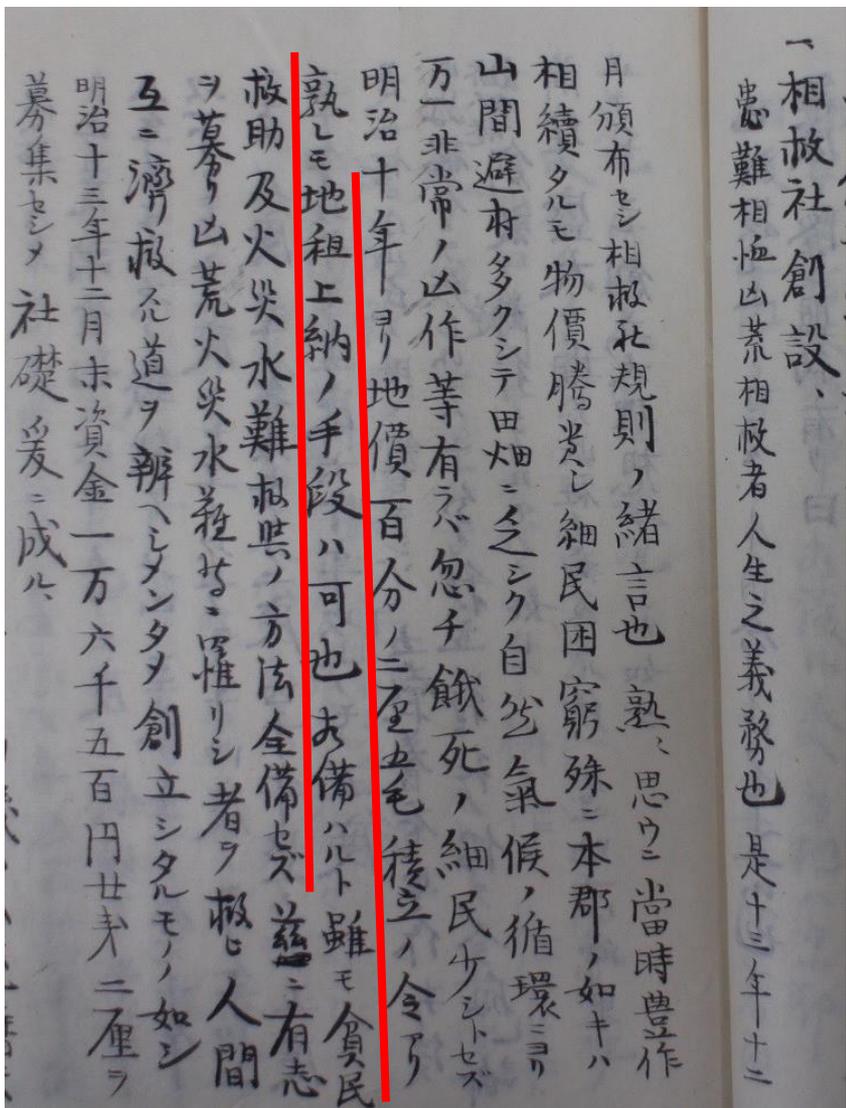
御願書

水火災厄ヲ相救ヒ生計ノ寃乏ヲ相助クルハ人生ノ要務タリ人誰レカ災厄ヲ期シ寃乏ヲ欲スルモノアラシヤ然リト虽レ何レノ時カ不幸ニ遭遇シ災厄ニ罹リ寃乏ニ陥ルナキヲ得ンヤ故ニ正時ニ於テ豫メ之カ備ヘヲ爲サスンハアル可ラサルナリ今ヤ近年豊作相續キ生計稍饒ナリ是實ニ之カ備ヘヲ爲スノ好機ナリ此機ニ際シ之カ備ヘヲ爲サスンハ拯テ何レノ日カ夫ノ罹災陷寃ノ不幸ヲ保タン茲ニ於テ有志相謀リ一社ヲ結ビ分ニ應ニ釀金ニ彼ノ不幸ニ遭遇シ水火ノ災厄ニ罹リ生計ノ寃乏ニ陥ルモノヲ救助シ以テ人生相救ヒ相助クノ道ヲ盡サントシ我カ伊香西浅井西郡人民ト協議セシ度篤志金壹萬六千五百餘圓釀集矣ニ自今別紙方法ヲ以テ積立保護シ且救助任責間此段御聞届相成度總代連署ヲ以テ奉願矣也

明治十三年十二月廿日

設立動機

- 小山は維新直後より、県内の備荒貯蓄整備に尽力した籠手田安定の知遇を受けていた人物。社倉に関わる役職も務めた。
- 設立に深く関与した富田・東野は、長浜・犬上県時代の同僚である。



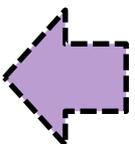
「小山政徳」（「伊香郡誌編纂資料」62）

* 県内には、私蓄備荒金のような「地租上納ノ手段」は整備されていても、「貧民救助」「火災・水難救与」の方法はないとして、郡単位の新たな備荒貯蓄を構想。籠手田の「郡税」構想を継承したもの。

結社の目的



- ① 郡内の窮民に金銭を支給
資本金が五万円に達するまで延期。明治四十三年から開始。
- ② 水害・火災に遭った社員に金銭を支給
明治二十八・二十九年大水害などで大きな役割を果たす。
- ③ 金銭の貸与
松方デフレ期（明治十七年頃）に資金回収が困難となり中止。



* 二十世紀になると、伊香郡病院への出資や社会事業への補助、奨学金の創設などに活動を広げる。

罹災救助金支出表

年代	金額(円)	救助人数					備考(括弧内は相救社救助人数)
		火災	水害	風害	震災	計	
明治14	25,250					3	
明治15	22,500					3	
明治16	1,596,000					55	今市火災
明治17	797,500					45	柳ヶ瀬火災
明治18	986,250					53	菅浦火災
明治19	383,000					16	
明治20	155,250					12	
明治21	1,336,000					46	柳ヶ瀬火災
明治22	134,500					6	
明治23	264,000					13	
明治24	1,377,000	87		1	5	93	大浦火災(82人)、濃尾地震(5人)
明治25	87,500	8		2		10	
明治26	92,500	9				9	
明治27	593,750	31				31	田戸火災(14人)
明治28	1,246,250	13	76			89	7月水害(76人)
明治29	2,606,255	7	644			651	9月水害(638人)
明治30	158,000	9	1			10	水害1人は前年水害時の受給
明治31	79,250	9				9	
明治32	1,050,750	27				27	中河内火災(19人)
明治33	135,000	6				6	
明治34	461,000	19				19	相救社社団法人となる
明治35	151,000	6				6	
明治36	1,548,500	64	7			71	池原火災(44人)
明治37	55,000	2				2	
明治38	72,500	2				2	
明治39	0,000	0				0	
明治40	413,000	11				11	
明治41	201,500	21				21	片山火災(19人)
明治42	25,000	4				4	相救社資本金5万円達成、姉川地震
明治43	113,000	9				9	
明治44	76,000	6		5		11	
合計	16,243,005					1343	

* 伊香相救社沿革誌「明治廿五年一月起議事録」、水火罹災者救助金支払帳、罹災救助二係ル編冊」より作成



特徴



① 郡全域を網羅…郡民の九割が二五銭〜三〇円を出資。強制力の強い事実上の「郡税」。

② 村連合で運営…

【伊香郡】 甲組（一九か村） 乙組（二三か村）

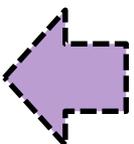
丙組（一四か村） 丁組（二〇か村）

【西浅井郡】 戊組（九か村） 己組（一〇か村）

ごとに、役員を選出や受給審査を担う。

③ 戸長（村長）の関与…受給者の審査に立会うなど運営に深く関わる。

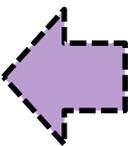
○ 「郡会」「郡税」をもたない明治初期の「郡制」の性格上、民間団体の体裁をとっているが、創設者や運営方法を鑑みれば、実態的には郡立機関。



* 町村会を「不要」とする滋賀県では、京都府のような全郡連合町村会（町村会の連合体）の形式をとらずに、独自の郡政運営がなされたのでは？

おわりに

- 明治十年代は、多種多様な結社が設立された「結社の時代」。自由民権運動に関わる政治結社に加え、民衆の生活を支える共済結社も数多く設立された。
- 特に鳥取県河村郡の奨恵社（明治十五年設立）や、長野県北安曇郡の北安曇慈善会（明治十八年設立）などは、いずれも郡単位の広域共済結社。



- これらの郡域結社が設立される背景には、明治十年代の「郡制」が「郡会」「郡税」をもたず、郡単位の町村連合が代替機能を果たしていたことと深く関係していると思われる。
- 伊香相救社の実践も、このような郡民の生活を支える非制度的な（自治的）郡制運営の試みの一つだといえるだろう。